関係 法 人 御中

神奈川県保健福祉部

新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】及び 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生) サーベイランスへの協力について

標記2件のことについて、厚生労働省健康局結核感染症課等より事務連絡がありましたので、お知らせします。通知の主な趣旨及び改正点は次のとおりです。

1 新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】

今般、基本的対処方針が平成21年10月1日に改定され、同日付で「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」が発出されたことを受け、事務連絡を改定。社会福祉施設等の対応については、4のクラスターサーベイランスへの協力を除き、大きな変更はないが、対応にあたっては十分にご留意いただきたい。

○ 新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】(平成 21 年 10 月 8 日付厚生労働省健康局結核感染症課等 5 課事務連絡)

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/fukusisomu/influenza/091008sisetutaiou.pdf

○ 基本的対処方針(平成21年10月1日付新型インフルエンザ対策本部)

http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20091001_shinkihontaisho.pdf

○ 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)(平成 21年10月1日付厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091002-09.pdf

2 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サ ーベイランスへの協力について

従来、社会福祉施設の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上がインフルエンザと診断された場合、保健所又は保健福祉事務所への連絡が求められていたが、10月12日より報告の必要な患者発生数を2名以上から10名以上に改め、8月25日付事務連絡は廃止する。

また、本事務連絡に添付された同日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡により、従来、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うとしていた次の6事象のうち、患者の集団発生と重症化に関する(1)から(3)を削除し、10月12日から公表は行わないこととした。

- (1) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の 10 人以上の集団発生を把握した場合
- (2) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を 呈する患者の 10 人以上の集団発生を把握した場合
- (3) 新型インフルエンザ (A/H1N1) の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合
 - (4) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ(A/H1N1)と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ(A/H1N1)と判明した場合(検案により新型インフルエンザ(A/H1N1)と判明した場合を含む。)

- (5) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を 確認した場合
- (6) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合
- 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について(平成21年10月8日付厚生労働省健康局結核感染症課等5課事務連絡)http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/fukusisomu/influenza/091008kyouryokuirai.pdf
- 〇 新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)(平成21年10月8日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)

http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/10/dl/info1009-02.pdf

本件事務連絡の引用通知等を掲載している厚生労働省のホームページアドレスは次のとおりです。

- 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について(平成21年8月25日付厚生労働省健康局結核感染症課等5課事務連絡) http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/08/info0826-01.html
- 新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(平成 21 年 8 月 25 日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)

http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/08/dl/info0825-03.pdf

問い合わせ先

保健福祉総務課政策企画担当課長 金井 電話 045(210)4611 地域保健福祉課地域保健福祉班 曽根 電話 045 (210) 4750 健康增進課疾病対策班 飯田 電話 045(210)4795福祉監查指導課監查班 中羽 雷話 045 (210) 4810 子ども家庭課児童養護班 秋山 電話 045 (210) 4655 高齢福祉課介護保険調整班 津島 電話 045(210)4835 障害福祉課施設福祉班 中村 雷話 045 (210) 4724 生活援護課生活保護・ホームレス対策班 武重 電話 045 (210) 4912